

妊孕性温存治療費助成の申請について

妊孕性温存治療（温存後生殖補助医療を含む）費助成を申請する場合、国制度（県知事あて申請）と、県独自制度（市町長あて申請）と、どちらの申請に当てはまるか、①～③により確認をお願いします。

① あなたが妊孕性温存治療を受けている医療機関はどこですか。

沼津市	沼津市立病院、岩端医院、かめき岩端医院
三島市	三島レディースクリニック
富士市	富士市立中央病院、長谷川産婦人科医院
静岡市	静岡赤十字病院、静岡済生会総合病院、静岡レディースクリニック、菊池レディースクリニック、県立美術館前 IVF クリニック
焼津市	焼津市立総合病院
袋井市	可睡の杜レディースクリニック
磐田市	産婦人科西垣エーアールティークリニック
浜松市	総合病院聖隷三方原病院、西村ウィメンズクリニック

県独自制度

沼津市	いながきレディースクリニック
静岡市	俵 IVF クリニック、静岡県立総合病院
浜松市	浜松医科大学医学部附属病院、聖隷浜松病院、アクトタワークリニック

② 研究のため妊孕性温存に係る臨床情報の提供に同意しますか。

- ・ 提供の臨床情報は、日本がん・生殖医療学会のデータベースに登録され、有効性・安全性など妊孕性温存を促進するための研究に活用されます。
- ・ 個人情報の取扱いについては、国の要綱により、その保護に十分配慮されます。
- ・ 患者アプリ（アプリ名：3H P-Guardian）の登録が必要です。

同意しない

県独自制度

同意する

③ 治療内容は何ですか。

・ 卵子凍結（200,000 円以下） ・ 胚凍結（350,000 円以下） ・ 上記以外 ・ 卵巣組織凍結（組織再移植を含む） ・ 精子凍結 ・ 精巣内精子採取凍結 ・ 温存後生殖補助医療	・ 卵子凍結（200,000 円超） ・ 胚凍結（350,000 円超）
--	---

国制度

国・県制度を併用（国制度の超過分を県制度で対応）

国制度

県独自制度